

TPP交渉と経済連携について

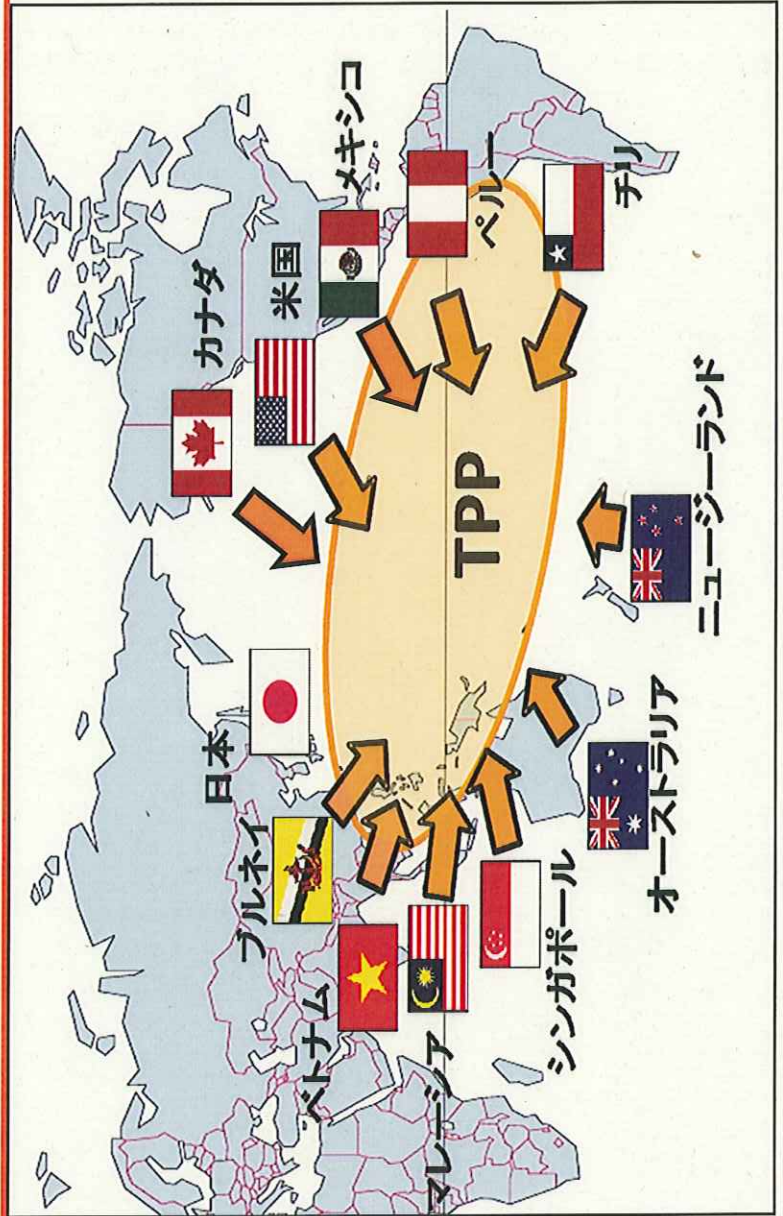
平成25年2月

農林水産省 国際部

TPP交渉参加国

- 2006年 3月 シンガポール、NZ、チリ、ブルネイから成る「P4」が発効。
- 2008年 3月 積み残しの金融サービス及び投資の交渉開始。米国もこの交渉に参加。
- 同 9月 米国が参加国を拡大して交渉を開始する意図を表明。
- 2010年 3月 米、豪、ペルー、越を加え8カ国で交渉開始。
- 同 10月 マレーシアが交渉参加。計9カ国に。
- 2011年11月 日本、カナダ、メキシコが交渉参加に向けた協議開始の意向表明。
- 2012年10月 メキシコ、カナダが交渉参加。計11カ国に。

※タイ、フィリピン、台湾等の国・地域も関心を示しており、中国もTPPについて「開放的な態度」とし、将来的な参加の可能性を排除していない。



TPP交渉の経緯

交渉日程

2010年	3月	第1回会合(於:豪州) [P4 4カ国に加え、8カ国で 交渉開始。]
	6月	第2回会合(於:米国)
	10月	第3回会合(於:ブルネイ) [マレーシアが新規参加]
	12月	第4回会合(於:NZ)
2011年	2月	第5回会合(於:チリ)
	12月	第10回会合(於:マレーシア)
2012年	3月	第11回会合(於:豪州)
	5月	第12回会合(於:米国)
	7月	第13回会合(於:米国)
	9月	第14回会合(於:米国)
	12月	第15回会合(於:NZ) [カナダ、メキシコが新規参加]

目標

2010年11月
TPP協定交渉参加国首脳会合
(於:横浜APEC首脳会議)
「2011年11月のハワイAPEC首脳会議までの交渉妥結を目指す」ことと一致。



2011年11月
TPP首脳会合 (於:ハワイ・ホノルル)
野心的な目標としつつ、2012年中に協定を完成させるよう指示(オバマ大統領スピーチ)。



2012年11月
TPP参加7ヶ国首脳会合後のギラード豪首相の会見
(於:カンボジア・プノンペン東アジア首脳会議)
「来年(2013年)10月のAPECまでに交渉妥結を目指すことに合意した。」
(注:米、NZ、シンガポールは、2013年中の交渉妥結を目指すこととした旨発表。)

我が国のTPP交渉への対応

菅総理所信表明演説

(2010年10月1日)抜粋

- ・「環太平洋パートナーシップ(TPP)協定交渉等への参加を検討し、アジア太平洋自由貿易圏(FTAAP)の構築を目指します。」



包括的経済連携に関する基本方針

(2010年11月9日閣議決定)抜粋

- ・「TPP協定については、その情報収集を進めながら対応していく必要がある、国内の環境整備を早急に進めるとともに、関係国との協議を開始する。」



野田総理記者会見

(2011年11月11日)抜粋

- ・「明日から参加するホノルルAPEC首脳会合において、TPP交渉参加に向けて関係国との協議に入ることいたしました。(中略)関係各国との協議を開始し、各国が我が国に求めるものについて更なる情報収集に努め、十分な国民的な議論を経た上で、あくまで国益の視点に立って、TPPについての結論を得ていくこととしたいと思います。」



日米首脳会談

(2012年4月30日、米国・ワシントンD.C.)

- ・野田総理から、TPPはFTAAP実現のための道筋の一つであると認識している旨述べ、双方が日米間協議を前進させるようお互い努力することで一致した。その際、オバマ大統領からは、自動車、更には保険、そして従来から取り上げてきた牛肉について関心の表明があった。



日米首脳会談

(2012年11月20日、カンボジア・プノンペン)

- ・野田総理より、TPPに関し、課題を乗り越えなるべく日米間で協議を加速していきたい旨述べ、オバマ大統領より基本的に理解を得た。

T P P 交渉の作業分野

- ・「貿易円滑化」、「中小企業支援」などで議論が進展。
- ・「市場アクセス」、「知的財産権」、「国有企業」などで意見の対立が続く。
- ・「環境」、「労働」、「分野別横断的事項」は、我が国の過去のEPAで独自の分野として扱ったことはない

<p>(1) 物品市場アクセス (作業部会としては、農業、繊維・衣料品、工業) 物品の貿易に関して、関税の撤廃や削減の方法等を定めるとともに、内国民待遇など物品の貿易を行う上での基本的なルールを定める。</p>	<p>(2) 原産地規則 関税の減免の対象となる「締約国の原産品(＝締約国で生産された産品)」として認められる基準や証明制度等について定める。</p>	<p>(3) 貿易円滑化 貿易規則の透明性の向上や貿易手続きの簡素化等について定める。</p>	<p>(4) SPS (衛生植物検疫) 食品の安全を確保したり、動物や植物が病気に罹らないようにするための措置の実施に関するルールについて定める。</p>	<p>(5) TBT (貿易の技術的障害) 安全や環境保全等の目的から製品の特質やその生産工程等について「規格」が定められることがあるところ、これが貿易の不必要な障害とならないように、ルールを定める。</p>
<p>(6) 貿易救済(セーフガード等) ある産品の輸入が急増し、国内産業に被害が生じたり、そのおそれがある場合、国内産業保護のために当該産品に対して、一時的にとることのできる緊急措置(セーフガード措置)について定める。</p>	<p>(7) 政府調達 中央政府や地方政府等による物品・サービスの調達に関して、内国民待遇の原則や入札の手続等のルールについて定める。</p>	<p>(8) 知的財産 知的財産の十分で効果的な保護、模倣品や海賊版に対する取締り等について定める。</p>	<p>(9) 競争政策 貿易・投資の自由化で得られる利益が、カルテル等により害されるのを防ぐため、競争法・政策の強化・改善、政府間の協力等について定める。 特に、国有企業の民間企業との競争条件に関するルールを定める。</p>	<p>サービス (10) 越境サービス 国境を越えるサービスの提供(サービス貿易)に対する無差別待遇や数量規制等の貿易制限的な措置に関するルールを定めるとともに、市場アクセスを改善する。</p>
<p>サービス (11) 一時的入国 貿易・投資等のビジネスに従事する自然人の入国及び一時的な滞在の要件や手続等に関するルールを定める。</p>	<p>(12) 金融サービス 金融分野の国境を越えるサービスの提供について、金融サービス分野に特有の定義やルールを定める。</p>	<p>(13) 電気通信 電気通信サービスの分野について、通信インフラを有する主要なサービス提供者の義務等に関するルールを定める。</p>	<p>(14) 電子商取引 電子商取引のための環境・ルールを整備する上で必要となる原則等について定める。</p>	<p>(15) 投資 内外投資家の無差別原則(内国民待遇、最恵国待遇)、投資に関する紛争解決手続等について定める。</p>
<p>(17) 労働 貿易や投資の促進のために労働基準を緩和すべきでないこと等について定める。</p>	<p>(18) 制度的事項 協定の運用等について当事国間で協議等を行う「合同委員会」の設置やその権限等について定める。</p>	<p>(19) 紛争解決 協定の解釈の不一致等による締約国間の紛争を解決する際の手続きについて定める。</p>	<p>(20) 協力 協定の合意事項を履行するための国内体制が不十分な国に、技術支援や人材育成を行うこと等について定める。</p>	<p>(16) 環境 貿易や投資の促進のために環境基準を緩和しないこと等を定める。 (21) 分野横断的事項 複数の分野にまたがる規制や規則が、通商上の障害にならないよう、規定を設ける。 「中小企業支援」「規則調和」等</p>

TPPの特徴 (既存のEPA・FTAとの比較)

既存のEPA・FTA	TPP(EPA・FTAの一種)の特徴
<ul style="list-style-type: none"> WTO協定上、「実質上すべての貿易 (substantially all the trade)」の関税撤廃が必要 (GATT第24条8項)。 「実質上すべての貿易」についてWTO協定上の基準はないが、少なくとも貿易の9割(貿易量又は品目数)につき、10年以内に関税撤廃することが必要との解釈が一般的。 我が国が締結したEPAにおいては、双方向の貿易額の9割以上(日本側は品目数では84~88%)を10年以内に関税撤廃。 	<ul style="list-style-type: none"> P4協定等を踏まえ交渉中と考えられるが、どの程度の即時撤廃が必要かは現段階では不明。いずれにせよ、原則10年以内の関税の撤廃が必要と考えられる。 交渉参加にあたって、自由化例外品目を提示しての参加は認められない。(どの程度の例外が認められるかは、現段階では不明。)

既存のEPAでの自由化率
(10年以内に関税撤廃したタリフラインの比率)

【日本】	【EU】
対マレーシア: 86.8%	対メキシコ: 90.3%
対チリ: 86.5%	対チリ: 95.9%
対スイス: 85.6%	対韓国: 99.6%
対フィリピン: 88.4%	

日本のEPAで関税撤廃をしたことがない
タリフライン数: 約940 (全タリフライン数は約9,000)

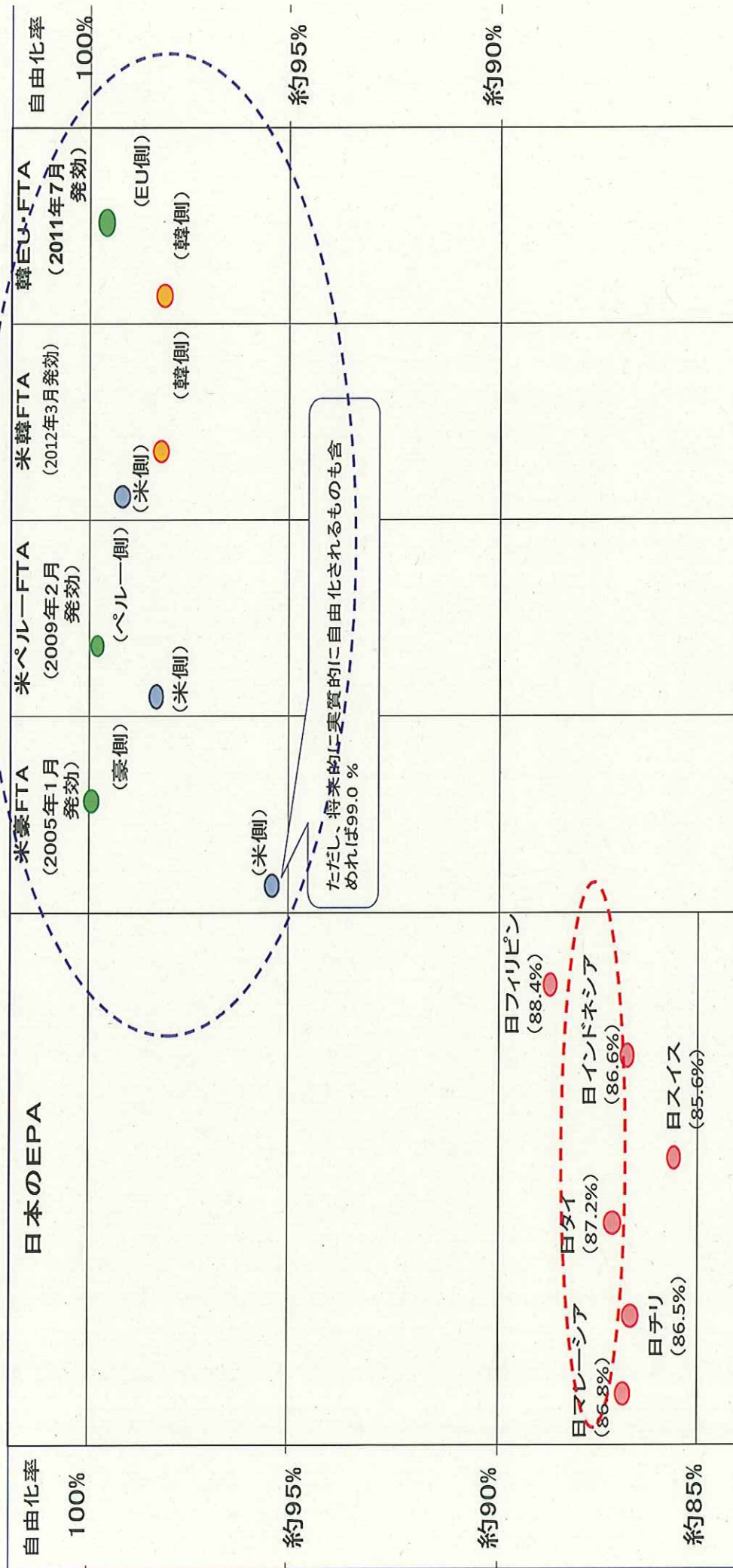
P4での関税撤廃

(1) 除外:
○ブルネイ(酒、タバコ、小火器(宗教上の理由))

(2) 長期の関税撤廃
○ブルネイ(10年: 輸送用機器等(838タリフライン)、石油製品等(29タリフライン))
○チリ(12年: 乳製品(34タリフライン)、10年: 砂糖・同調整品(18タリフライン)、繊維類等(170タリフライン)等)
○NZ(10年: 繊維類等(638タリフライン)等)

(3) 全品目を即時撤廃: ○シンガポール

日本と米・EU等のEPA/FTAの自由化率比較 (注)



(注)本表は、品目ベースの自由化率(10年以内に関税撤廃を行う品目が全品目に占める割合)を示したものである。但し、我が国のEPAについて、貿易額ベースの自由化率(10年以内に関税撤廃を行う品目が輸入額に占める割合)を見ると概ね90%以上を達成。日ブルネイ及び日スイスとのEPAでは99%以上、日シンガポール、日マレーシア、日チリとのEPAでは約95%。

既存のEPAにおいて関税撤廃をしたことがない品目 (9桁ベースのライン数)

- 我が国は、これまでのEPAでも、WTO協定に整合する形で農林水産品の関税を維持してきた。

<p>既存のEPAにおいて関税撤廃をしたことがない(農林水産品約840品目)</p>	<p>既存のEPAにおいて「除外」以外の対応をしたことがない</p>	<p>約450品目 農林水産品 約400品目</p> <ul style="list-style-type: none"> ・コム、小麦、大麦、麦芽、でんぷん等穀物 約 70 ・てんさい糖など糖類 約 10 ・脱脂粉乳、ホエイ、バターなど乳製品 約110 ・穀物、ミルク等の調製品 約130 ・水産品 約 55 等 <p>鉱工業品55品目</p>
<p>既存のEPAにおいて「再協議」または「スタントステイル(現状維持)」としたことがある</p>	<p>既存のEPAにおいて「再協議」または「スタントステイル(現状維持)」としたことがある</p>	<p>約360品目 農林水産品 約320品目</p> <ul style="list-style-type: none"> ・とうもろこし、でんぷん、穀粉等 約25 ・糖類、調整食料品 約100 ・チーズ等乳製品 約20 ・肉類(牛、豚、鶏等)、肉調製品 約40 <p>鉱工業品40品目</p> <ul style="list-style-type: none"> ・パインアップル・トマト等の調製品 約15 ・落花生、植物油等 約30 ・合板 約30 ・さけ、まぐろ等水産品 約40 等
<p>既存のEPAにおいて関税削減、関税割当をしたことがある</p>	<p>既存のEPAにおいて関税削減、関税割当をしたことがある</p>	<p>農林水産品 約130品目</p> <ul style="list-style-type: none"> ・糖類・調整食料品 約10 ・肉類(牛、豚、鶏等)、肉調製品 約60 ・パインアップル・トマト等の調製品 約15 等

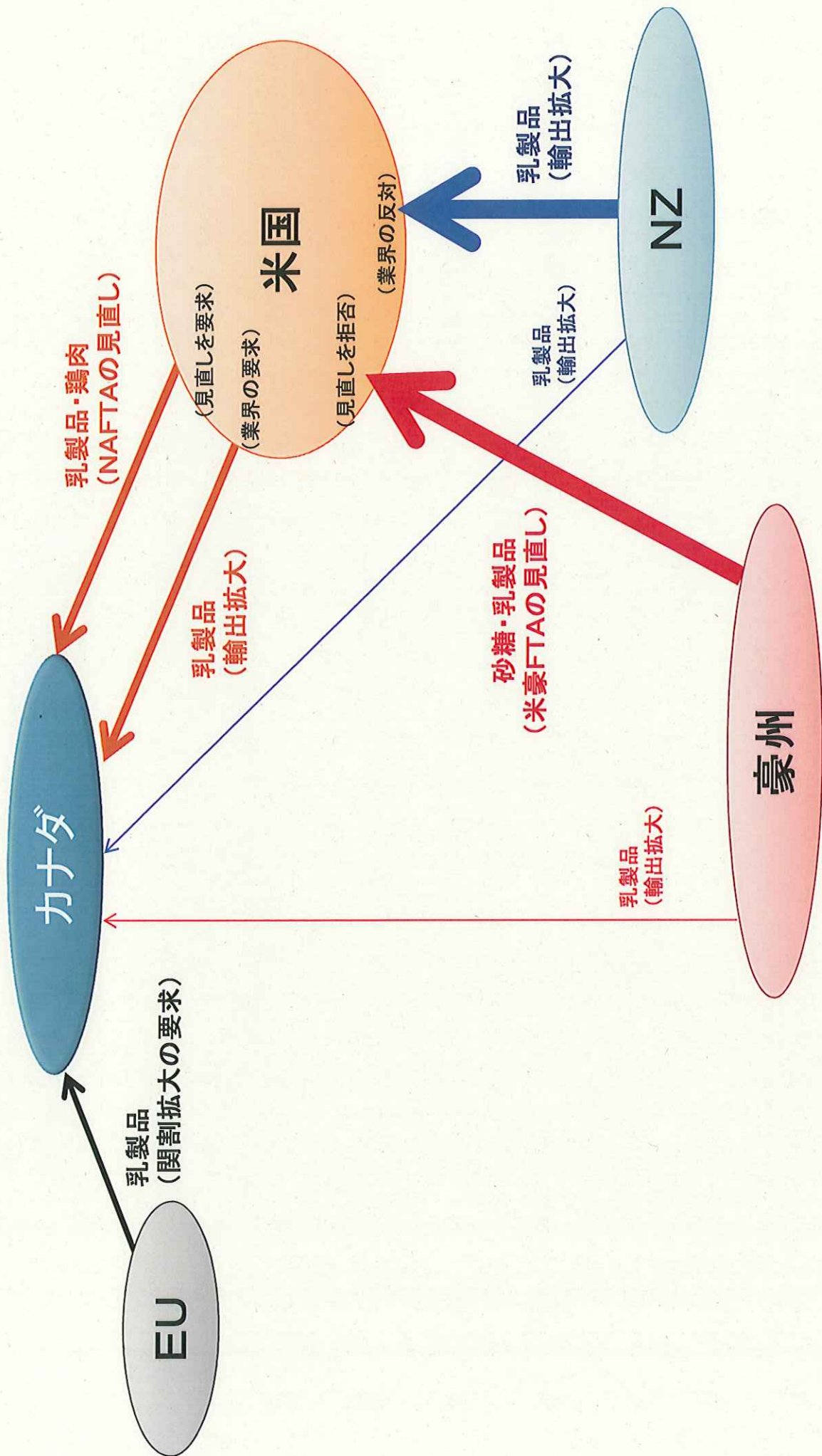
TPP交渉の分野別状況

- ・「物品市場アクセス」、「知的財産権」、「環境」、「投資」などで意見の対立が続く。
- ・「貿易円滑化」、「中小企業支援」などで議論が進展。
- ・「環境」、「労働」、「分野別横断的事項」は、我が国の過去のEPAで独立の分野として扱ったことはない

・農林水産関係の交渉分野については、以下の状況となっている。(2012年3月に政府が情報収集の結果を公表)

<p>物品市場アクセス</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ <u>90～95%を即時撤廃(協定発効時に関税撤廃)し、残る関税についても7年以内に段階的に撤廃すべきとの考え方を支持する国が多数。</u> ・ センシティブ品目の扱いについては、「除外」や「再協議」は原則として認めず、<u>長期の段階的撤廃というアプローチをとるべきとの考え方を示す国が多い。</u> ・ <u>現時点で除外を求めている国はない。</u> 	<p>衛生植物検疫 (SPS)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ <u>WTO・SPS協定の権利義務を強化し、発展させることにつき合意がある。</u> ・ 現在のところ、特定品目に関する提案や議論はない。<u>個別措置の解決については、TPP協定交渉の会合が行われる機会に二国間で議論している国もあるとの情報がある。</u> <p>環境</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ <u>野生動物の違法取引、漁業補助金、違法伐採、サメの保護等に関する米国の提案等につき議論が行われているが、議論は収斂していない模様。漁業補助金については、過剰漁獲を招く漁業補助金を禁止する提案があるが、各国との間で対立があり、合意に至っていない。</u> 	<p>金融サービス</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 保険サービスについて民間と対等な競争条件の確保を念頭に議論が行われているが、郵政事業体や共済といった個別分野の扱いについては明らかになっていない。
		<p>投資</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 「国家と投資家間の紛争解決 (ISDS) 手続」については、乱用を防止、投資の保護と国家の規制権限の確保との公平なバランスを保つための規定が検討。

農産物についての主要国の関心



主要農産物の我が国への国別輸出货量

米国、豪州、ニュージーランド(NZ)など、アジア・太平洋地域の輸出国が、主要な農産物について、我が国の市場で高いシェアを占めている。

コメ

国名	数量(千t)	比率
世界(計)	742	100%
米国	366	49.3%
タイ	301	40.6%
豪州	48	6.5%
中国	26	3.5%

小麦

国名	数量(千t)	比率
世界(計)	6,214	100%
米国	3,610	58.1%
カナダ	1,319	21.2%
豪州	1,264	20.3%

乳製品

(ナチュラルチーズ)

国名	数量(千t)	比率
世界(計)	205	100%
豪州	90	43.9%
NZ	55	26.8%
米国	21	10.2%
ドイツ	9	4.4%
イタリア	7	3.4%

砂糖

国名	数量(千t)	比率
世界(計)	1,536	100%
タイ	1,076	70.1%
豪州	255	16.6%
フィリピン	82	5.3%
ブラジル	30	2.0%
南アフリカ共和国	25	1.6%

牛肉

国名	数量(千t)	比率
世界(計)	518	100%
豪州	340	65.6%
米国	121	23.4%
NZ	30	5.8%
メキシコ	17	3.3%
カナダ	10	1.9%

豚肉

国名	数量(千t)	比率
世界(計)	793	100%
米国	324	40.9%
カナダ	174	21.9%
デンマーク	131	16.5%
メキシコ	41	5.2%
チリ	29	3.7%

備考: TPP交渉参加国(参加予定国を含む。)は、赤字表記

出典: 財務省貿易統計(2011年)

国境措置撤廃による農林水産物生産等への影響試算について

試算の前提

○ 33品目(農産物19品目、林産物1品目、水産物13品目)を対象として試算

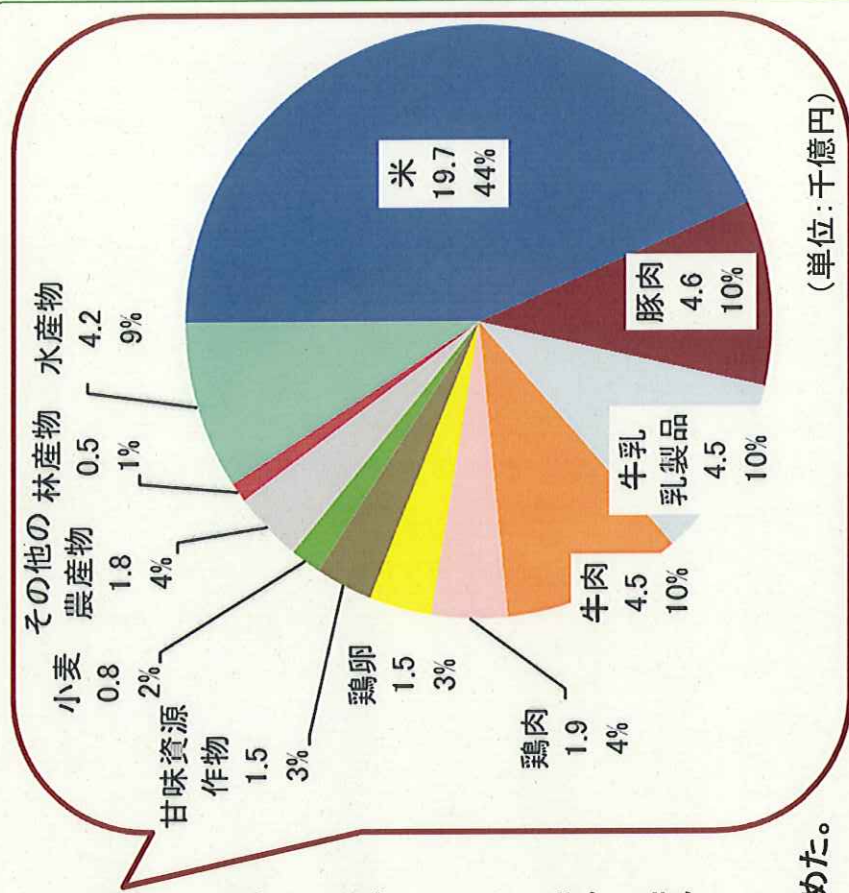
〔米、小麦、甘味資源作物、牛乳乳製品、牛肉、豚肉、鶏肉、鶏卵、合板、サケ・マス類 等〕

【基準】 関税率が10%以上 かつ 生産額が10億円以上

試算の結果

- 農林水産物の生産減少額(※) 4兆5千億円程度
- 食料自給率(供給熱量ベース) 40%→13%程度
- 農業の多面的機能の喪失額 3兆7千億円程度
- 農林水産業及び関連産業への影響
 - ・ 国内総生産(GDP)減少額 8兆4千億円程度
 - ・ 就業機会の減少数 350万人程度

※ 国産農水産物を原料とする1次加工品(小麦粉等)の生産減少額を含めた。



TPP協定に期待される点として指摘されていること

- (1) アジア太平洋自由貿易圏(FTAAP)へのステップとなる。
- (2) TPP協定参加国間で互いの関税をなくしていくことで、貿易が盛んになる。
- (3) 日本の製品がTPP協定参加国の国内製品と差別されないようになる。
- (4) 日本の技術やブランドが守られるようになる。
- (5) 日本企業が行った投資がTPP協定参加国において不当な扱いを受けないようになる。
- (6) 貿易の手続きやビジネスマシンの入管手続きを簡単にすることで、中小企業も海外で活動をしやすくなる。

TPP交渉参加に向けた関係国との協議

【日本の交渉参加に関して基本的な支持を得ている】

ベトナム(1月17日)、ブルネイ(1月19日)、ペルー(1月24日)、チリ(1月25日)、シンガポール(2月9日)、マレーシア(2月10日)

【更なる協議が必要】

豪州(2月21日)、NZ(2月23日)：

→ 日本の交渉参加への関心を歓迎する等の表明。我が国の交渉参加について引き続き検討が必要であり、今後とも緊密に連絡を取り合っていくこととしている。

米国(2月7日(局長級)、21～22日(実務者協議))：

→ 4月30日の日米首脳会談で、先方から、自動車、保険、牛肉に関するの表明。

・ 11月20日の日米首脳会談では、これらの課題を乗り越えるべく日米間で協議を加速していく旨を確認。

※ 米国の90日ルール：米国政府は、通商交渉を開始する少なくとも90日前までに、議会に通知している。
行政府と米国議会との緊密な意思疎通の一環として、2007年に失効した「貿易促進権限」(TPA)法上の手続を失効した後も実態上踏襲しているもの。

TPP交渉への参加条件（報道情報：仮訳）

TPP参加国は、メキシコを交渉に招待；カナダについての発表はまだ
(2012年6月18日付けインサイドUSTレード(抜粋))

- ・ 本日(米国時間:6月18日)、オバマ大統領は、全ての現TPP参加国はTPP交渉に参加するようメキシコを招待したと発表した。
- ・ 交渉参加のためにTPP参加国から課された複数の条件にメキシコ政府が合意した後に、本日、ホワイトハウスはメキシコに関する発表を行った。これらの条件には、現9カ国が既に合意した事項を再度議論することに同意しない限り、現9カ国での既合意事項をリオープンできないということが含まれている、と情報筋は述べた。
- ・ TPP参加国はカナダにも同様の条件を示したが、スティーブン・ハーパー首相のカナダ政権は、今朝の時点ではまだこれらを受け入れていない、と情報筋は述べた。参加のための条件は、全てのTPP参加国から出された、6月15日付けの別途の書簡の中でメキシコとカナダに示された。これらの書簡は「丸呑みが蹴るか」のベースで発出されており、つまり両国はこれらの条件の下にTPPに参加するか否かを週末に判断することが求められた、と情報筋は述べた。
- ・ 詳細は不明確であるが、6月15日の書簡は他の参加条件も含んでいたようだ。書簡は、カナダとメキシコは今後の各章の議論を終結する際に「拒否権」を持たないことを明らかにした、とある情報筋は述べた。言い換えれば、もし、当初の9カ国がある章の議論を終結させることに合意すれば、カナダとメキシコはそれに従わなければならぬということである。
- ・ 書簡は、メキシコとカナダは、交渉で新たな章を「追加したり」、ある章を「削除したり」はできないが、まだ議論が終結していない章において自由に交渉することができるということを明らかにしていた、と他の情報筋は述べた。

Daily News

TPP Partners Invite Mexico To Join Talks; No Announcement On Canada Yet

Posted: June 18, 2012

President Obama today (June 18) announced that all current Trans-Pacific Partnership (TPP) countries have extended an invitation to Mexico to join the TPP talks. However, no similar invitation has been extended yet to Canada, although Canada remains engaged in negotiations on the prospect that it too could join the talks in the near term.

The White House went ahead with the announcement on Mexico today after the Mexican government agreed to several conditions that TPP countries had placed on its entry into the negotiations. Those included that it would not be able to reopen any existing agreements already made by the current nine TPP partners, unless those nine members agreed to revisit something to which they had previously agreed, sources said. TPP partners have offered Canada the same conditions, but the government of Canadian Prime Minister Stephen Harper as of this morning had not yet accepted them, sources said. The conditions for entry were outlined in separate letters from all TPP partners to Mexico and Canada sent on June 15. These letters were sent on a "take it or leave it" basis, meaning both countries had the weekend to decide whether they could join TPP on those terms, sources said.

Even though Canada as of this morning had not responded to the letter, observers said the situation is evolving. In fact, several observers said it now appears likely that the U.S. and Canada as early as tomorrow (June 19) would be in a position to make an announcement on Canada's entry as well, although that all remains somewhat uncertain.

Obama and Harper are both participating in the G-20 summit on Los Cabos, Mexico, which lasts through June 19.

Sources said talks between the U.S. and Canada on TPP today come on the heels of high-level meetings last week, when Canadian officials, including Trade Minister Ed Fast and Nigel Wright, Harper's chief of staff, met with U.S. Trade Representative Ron Kirk in Washington to press their case that Canada should also be allowed to join.

Observers said the TPP issue is increasingly being handled by Harper's office, rather than Canada's Department of Foreign Affairs and International Trade Canada. This is symptomatic of the larger trend that the prime minister's office is personally overseeing all priorities for the government, they said.

In general, observers have pointed out that it could be awkward for the U.S. to deepen its trade relationship with one North American Free Trade Agreement partner, and not the other.

The June 15 letter also appeared to contain other conditions, although the details are less clear. One source said the letter made clear that Canada and Mexico would not have "veto authority" over closing out chapters in the future. In other words, if the nine original members agreed to close out a chapter, Canada and Mexico would have to go along.

Another source said the letter made clear that Mexico and Canada could not "add" or "subtract" chapters from the negotiations, but could freely negotiate within the chapters that had not yet been closed out. Thus far, TPP partners have only closed out one chapter, which deals with small- and medium-sized enterprises (SMEs).

TPPに関する農林水産大臣宛意見書について 平成24年10月

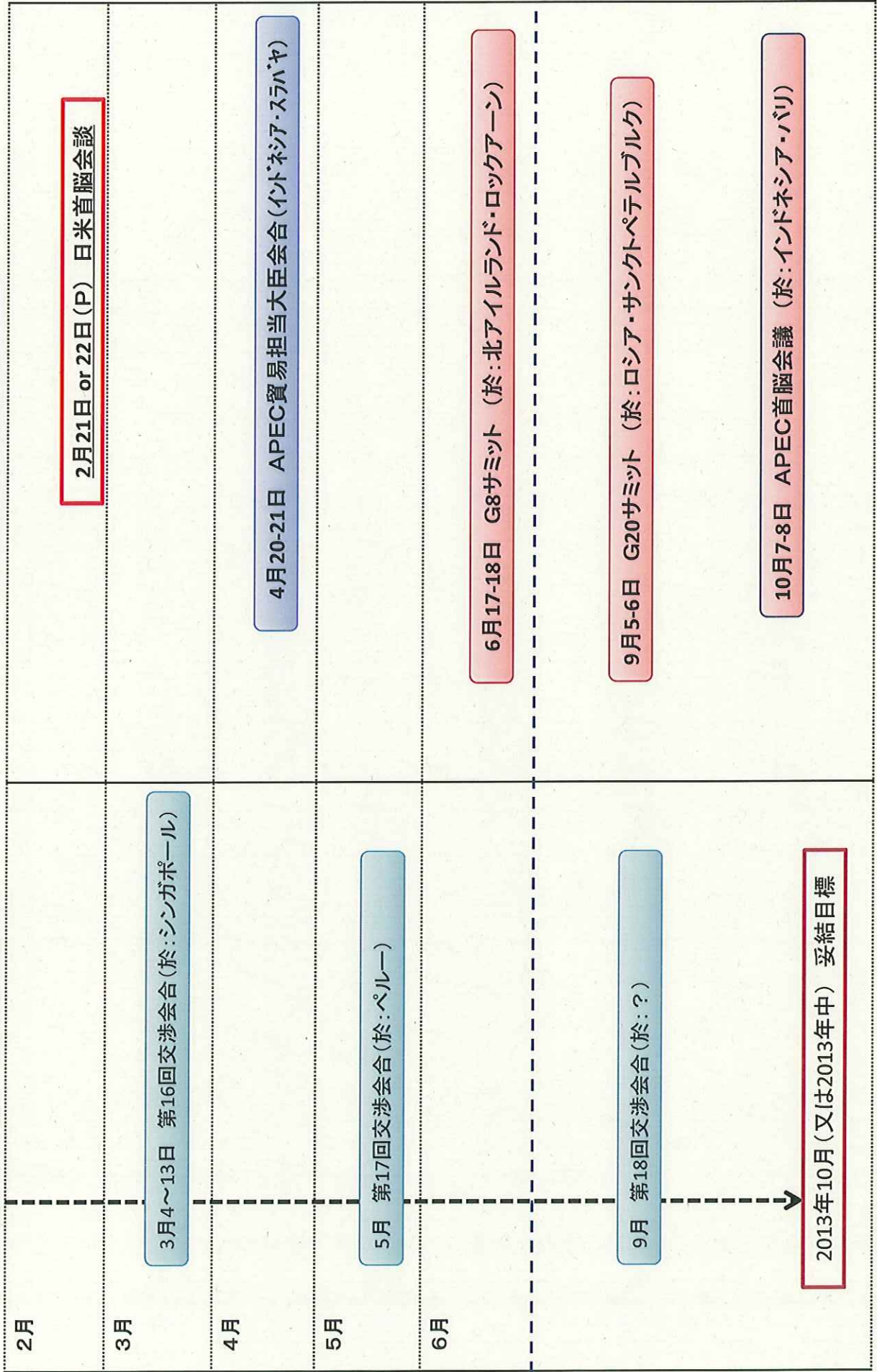
	合計 (注)	意見の概要			
		参加すべきでない	慎重に検討すべき	農業の国内対策が必要	その他
都道府県議会	99	35	51	11	2
市町村議会	2,144	1,605	450	53	36
うち政令指定都市	17	4	11	2	0

- (注) 1. TPP・EPA・貿易自由化等を件名に含む地方自治法第99条に基づき意見書で、平成22年10月から本年9月末までに農林水産大臣宛に到着したものについて、集計した速報値。
 2. 同一団体で複数の意見書が決議されている場合には、団体数ではなく意見書の件数を集計。
 3. 2件以上提出した道県は37。

TPP 協定交渉に関するスケジュール

TPP協定交渉会合日程

主要外交日程



(注)一部報道情報を含む。

EPA(経済連携協定)の現状(その1)

○我が国は、アジアを中心に13の国や地域とEPAを締結済み。

	2002年	2003年	2004年	2005年	2006年	2007年	2008年	2009年	2010年	2011年	2012年
シンガポール	☆(1月)	☆(11月)				見直し交渉 ☆(3月)	☆(9月)				
メキシコ		◆(11月~)	☆(9月)☆	☆(4月)				再協議(9月~)		☆(9月)☆(4月)	
マレーシア			◆(1月~)	☆(12月)☆	☆(7月)						
チリ					◆(2月~)	☆(3月)	☆(9月)		再協議(11月~)		
タイ			◆(2月~)			☆(4月)☆	☆(11月)				
インドネシア						◆(7月~)	☆(8月)				
ブルネイ						◆(6月~)	☆(6月)				
ASEAN全体(注1)						◆(4月~)	(4月)☆			☆(12月)	
フィリピン			◆(2月~)			☆(9月)				☆(12月)	
スイス							◆(5月~)	☆(2月)☆	☆(9月)		
ベトナム						◆(1月~)	☆(12月)	☆(10月)			
インド						◆(1月~)			(2月)☆	☆(8月)	
ペルー									◆(5月~)	☆(5月)	☆(9月)

(注) ASEAN全体とのEPAは、2008年12月に日本とシンガポール、ラオス、ベトナム及びミャンマー、2009年1月にブルネイ、同2月にマレーシア、同6月にタイ、同12月にカンボジア、2010年7月にフィリピンとの間で発効。未発効国はインドネシアのみ。

EPAの進捗状況・各国との比較

- 日本が主要貿易相手国(中国、米国、EU)とのEPA/FTAの取組が遅れているのに対し、韓国はこれらの国とのEPA/FTAを積極的に推進。
- 日本のFTA比率が19%であるのに対し、韓国は35%、米国38%、EU32%。

※1 米国はTPP交渉の枠組でこれらの国と交渉中。

※2 EUのFTA比率は域外貿易に限ると31.5%、域内貿易を含むと78%となる。

※3 日本は、下記その他、2012年9月、コロンビアと交渉を開始することで一致、また、2012年11月、日中韓FTA及びRCEP(東アジア地域包括的経済連携協定)の交渉立上げを宣言。

EPA/FTA取組状況: △ 交渉中、○ 署名済み、◎ 発効済み

FTA比率: FTA相手国(発効国及び署名済国)との貿易額が貿易総額に占める割合

	EPA/FTAの数 (発効・署名済)	FTA比率	日本	韓国	中国	米国	EU	ASEAN		インド	豪	NZ	カナダ	メキシコ	チリ	ペルー	スイス	GCC (中断中)	モンゴル
								各国との 個別の 取組											
日本 ※3	13	19%	△ (中断中)	△ (中断中)	△	◎	◎	◎	◎	◎	△	△	△	◎	◎	◎	◎	△ (中断中)	△
韓国	10	35%	△ (中断中)	△	△	◎	◎	◎	◎	◎	△	△	△	△	◎	◎	◎	△	△
中国	9	19%	△	△	△	◎	◎	◎	◎	△	△	◎	△	△	◎	◎	△	△	△
米国	14	38%	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎
EU ※2	28	32% (域内含むと78%)	◎	◎	◎	◎	◎	△ (中断中)	△	△	△	△	△	△	◎	◎	◎	◎	◎

出典: 財務省貿易統計(2011年)

IMF Direction of Trade Statistics (November 2011) ※リヒテンシュタイン・アンドラはデータなし。数字は小数点第二位四捨五入。

EPA(経済連携協定)の現状(その2)

○現在、豪州等と交渉中。また、日中韓、東アジア地域包括的経済連携(RCEP)と交渉開始に合意済み、EUとは交渉開始に向け調整中。トルコとは共同研究中。

1. 交渉中

相手国等	現状と今後の取組	主な輸入品
豪州	<p>○2007年4月から交渉会合を16回実施(直近は2012年6月)。</p> <p>○豪側関心の小麦、砂糖、牛肉、乳製品等の農産品、我が方関心の鉱工業品(自動車・鉄鋼製品等)関税、資源安定供給、食料安定供給等について議論してきたところ。</p>	<p>牛肉 木材チップ 大麦・小麦 ナチュラルチーズ 砂糖 等</p>
モンゴル	<p>○2012年6月から交渉会合を2回実施(直近は2012年12月)。</p>	<p>カシミヤ やぎの毛 馬肉 等</p>
カナダ	<p>○2012年11月に第1回交渉を実施。</p>	<p>菜種(採油用) 豚肉 製材加工材 小麦 丸太 等</p>
コロンビア	<p>○2012年12月に第1回交渉を実施。</p>	<p>コーヒー生豆 切花 インスタントコーヒー 等</p>

(注)この他、交渉中のものとして日・GCC(湾岸協力理事会)、交渉中断中のものとして日韓のEPAがある。

2. 交渉開始合意等

現状と今後の取組		主な輸入品
相手国等 日中韓	<p>○2010年5月から産学官共同研究を実施し、2011年12月に終了。</p> <p>○2012年11月のASEAN関連首脳会議の機会に日中韓FTA交渉の立上げを宣言。</p> <p>○2013年2月に準備会合、3月末又は4月初めに韓国で第1回会合を実施予定。</p>	<p>(韓) アルコール、かつお・まぐろ、キムチ等 等</p> <p>(中) 鶏肉調整品、冷凍野菜、うなぎ等</p>
東アジア地域 包括的経済連 携(RCEP) 【ASEAN+3/ 6】	<p>○2012年8月のASEAN+FTAパートナー諸国経済大臣会合で、交渉立上げを首脳に提言するため、交渉の基本指針及び目的に係る文書を採択。</p> <p>○2012年11月のASEAN関連首脳会議の機会にRCEP立ち上げ式を開催し、RCEP交渉の立上げを宣言。</p> <p>○2013年の早期に交渉開始予定。</p>	<p>天然ゴム 合板 鶏肉調整品 牛肉 エビ 等</p>
EU	<p>○2011年5月の日EU定期首脳協議において「交渉のためのプロセス開始」に合意。2012年5月に交渉の大枠を定めるスコーピング作業が終了。</p> <p>○2012年11月にEU加盟国は、欧州委員会に対して交渉権限を付与することを承認。</p> <p>○2013年早期の日EU定期首脳協議で交渉開始予定。</p>	<p>たばこ アルコール 豚肉 製材加工・集材材 チーズ 等</p>

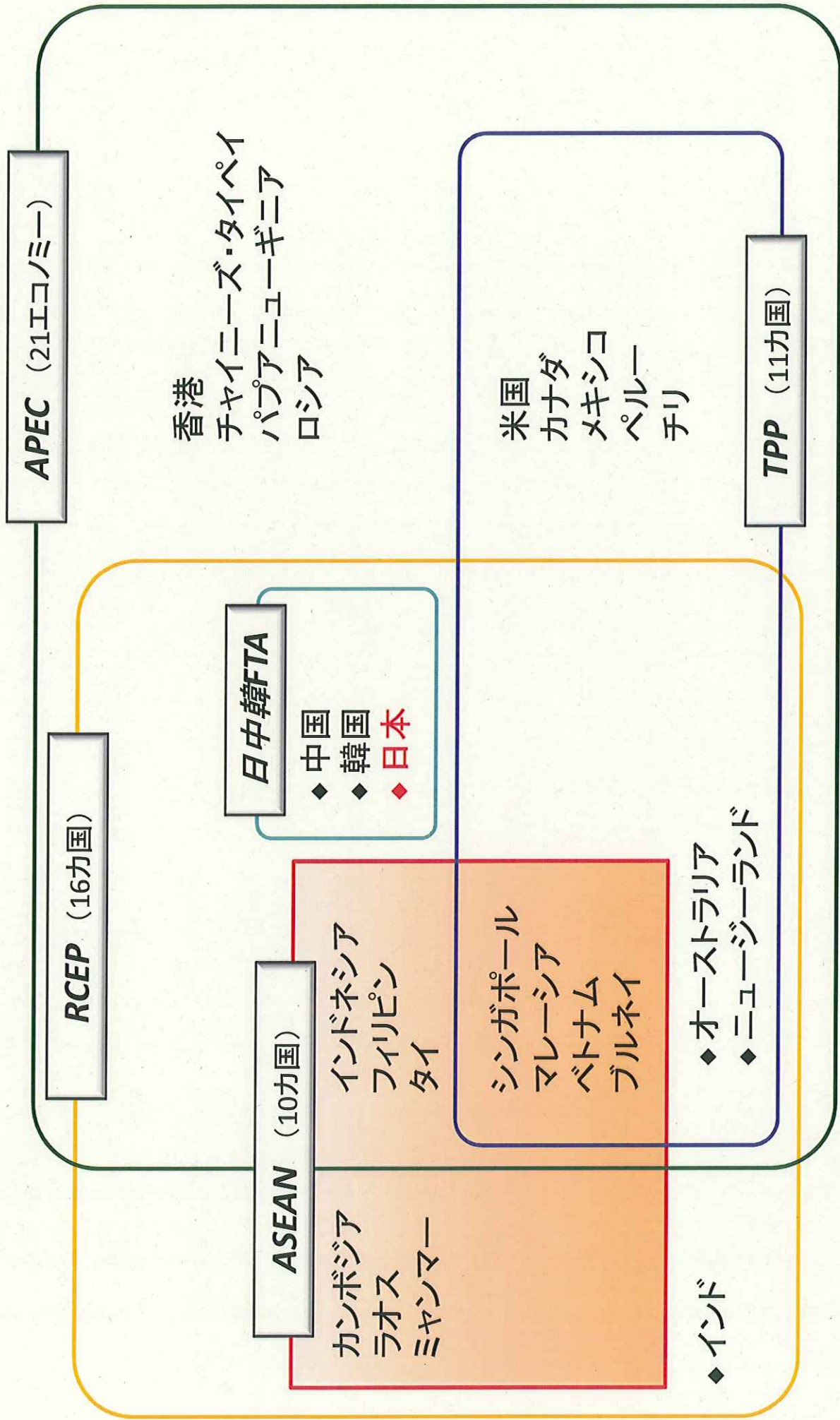
3. 共同研究中

トルコ	○2012年11月に、第1回共同研究を実施。	たばこ、まぐろ、 トマトピューレ 等
-----	------------------------	-----------------------

4. その他

TPP	○TPP交渉参加に向けて関係国との協議を実施中。	
-----	--------------------------	--

アジア太平洋地域における広域経済連携の進捗



※ ◆ 印の国は、日・ASEAN、中・ASEAN などいわゆるASEAN+1のEPA/FTAを締結している。